

大津市障害福祉課としての 新型コロナウイルス感染症対策に 関する取り組み

大津市福祉子ども部障害福祉課
障害福祉係長 大浦 周子



大津市障害福祉課の大浦です。

大津市障害福祉課としての新型コロナウイルス感染症対策に関する取り組みを説明させていただきます。

大津市障害福祉課の取り組み



- 1 衛生用品（マスク・アルコール消毒液）の配布
①障害福祉サービス事業所等
②医療的ケア児者
・・・随時追加配布中
- 2 特別定額給付金に関する情報周知の取り組み
①聴覚障害者向け手話説明動画の公開
②視覚障害者向け音声読み上げコード付チラシの送付
- 3 高齢者等タクシー移動時支援事業の実施
身障手帳1・2級、療育手帳A、精神手帳1級の方に
タクシー利用券500円×6回分を臨時的に交付予定（所得制限なし）
- 4 新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フロー作成

Otsu City



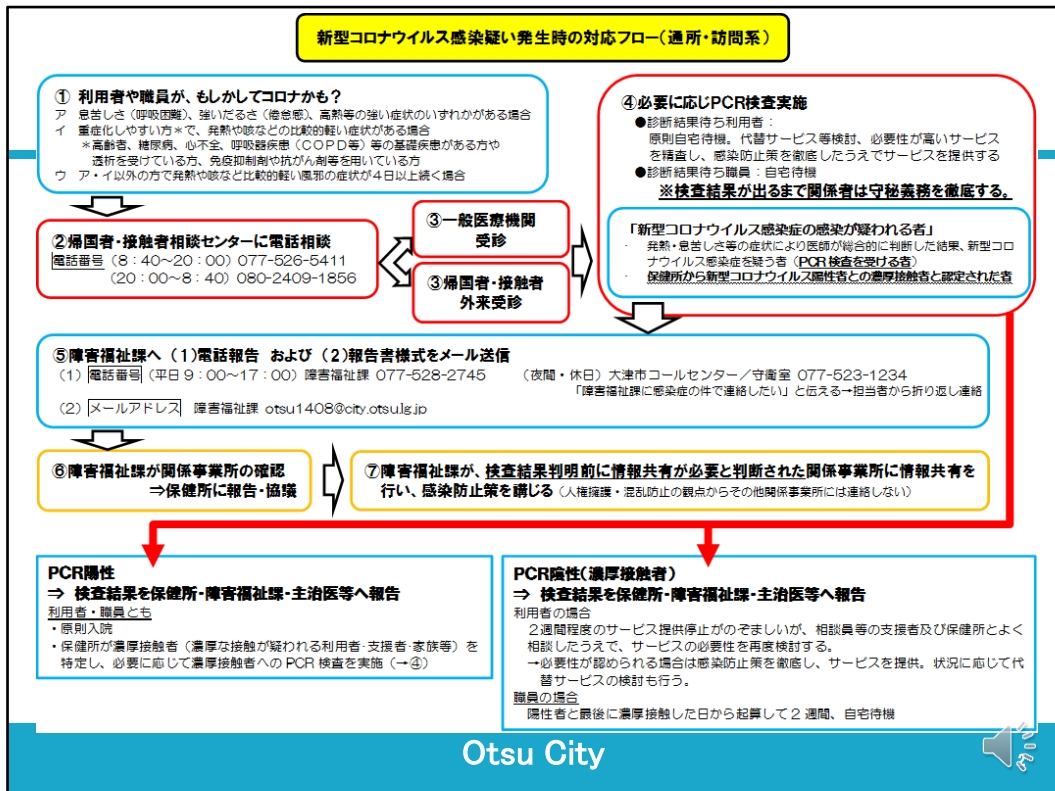
障害福祉課としての新型コロナウイルス感染症対策に関する取り組みとしては、大きく4つ上げられます。

まず1つ目は、衛生用品の配布です。大津市が購入したマスクやアルコール消毒液を、障害福祉サービス事業所等や医療的ケアの必要な当事者に配布しています。今後も随時追加配布を行う予定です。

2つ目は、国の特別定額給付金の申請についての情報周知の取り組みです。聴覚障害者向けに手話説明動画を作成し、大津市のホームページに掲載しました。また、国が作成した視覚障害者向け音声読み上げコード付説明チラシを、世帯主が視覚障害の手帳をお持ちの世帯に送付しました。今後も、丁寧な説明周知を心がけてまいります。

3つ目は、高齢者等タクシー移動時支援事業の実施です。身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方に、タクシー利用券を交付します。75歳以上の高齢者、難病患者、妊婦、小児慢性特定疾病患者の方にも同様に行われます。感染症対策により、外出控えが多くなるなか、これらの方々は、通院等やむを得ない外出が想定されます。タクシー利用等により、そのリスクを少しでも軽減することを目的としています。現在、交付時期等調整中です。

4つ目としましては、障害福祉サービス事業所等の利用者や職員に感染疑いが発生した場合の対応フローを作成しました。これについては詳しく説明させていただきます。



通所系、訪問系サービス事業所向けの対応フローについて説明します。

①利用者や職員がもしかしてコロナウイルスかもしれない、というとき。ア～ウのような症状が見られる場合は、

②帰国者・接触者相談センターに電話をしてください。夜間も対応しています。センターの担当者が状況を聴き取り、

③一般医療機関を受診したらよいのか、帰国者・接触者外来を受診すべきかご相談させていただきます。

④医療機関においては、必要に応じて、PCR検査の実施となります。診断結果はその場での出るわけではなく、比較的軽症の場合は一旦帰宅することになる場合も想定されます。

利用者がPCR検査の結果を待つ期間は、他の利用者と接触することになる「通所」は控えていただき、原則自宅待機をお願いしてください。自宅待機となることで、生活に不可欠の支援が受けられないと判断する場合、その代替りとなるサービス等を検討することになります。必要性が高いサービスを精査し、感染防止策を徹底したうえでサービスの提供を行うことを調整することになります。調整については、後程説明します。

PCR検査の結果待ちの職員は、自宅待機としてください。

どちらについても、検査結果が出るまでは、関係者は守秘義務を徹底してください。人権擁護・混乱防止の観点から大変重要です。よろしくお願いいたします。

ここで、PCR検査を受けた場合や、その他保健所から陽性者の濃厚接触者と認定された場合は、

⑤事業所は、すみやかに障害福祉課へ連絡してください。電話報告とともに、所定の報告書様式をメール送信をお願いします。電話については、夜間休日はコールセンターにかけ、障害福祉課に感染症の件で至急連絡取りたい旨をお伝えいただけ

ましたら、担当者から折り返しご連絡いたします。障害福祉課あて送信されたメールの報告書を確認しながら対応させていただきます。

⑥報告を受け、障害福祉課が関係事業所を確認し、保健所と対応協議いたします。

⑦保健所との協議を受け、PCR検査の結果がわかるまでの間にどうしても今回の事態についての情報共有する必要があると判断された関係先、例えば、結果判明前に外出支援のヘルパーの予定が入っている等の事業所に連絡します。陽性かもしれない方に対し、どうしても今必要とは言えないサービスの場合はキャンセルし、結果を待ちます。

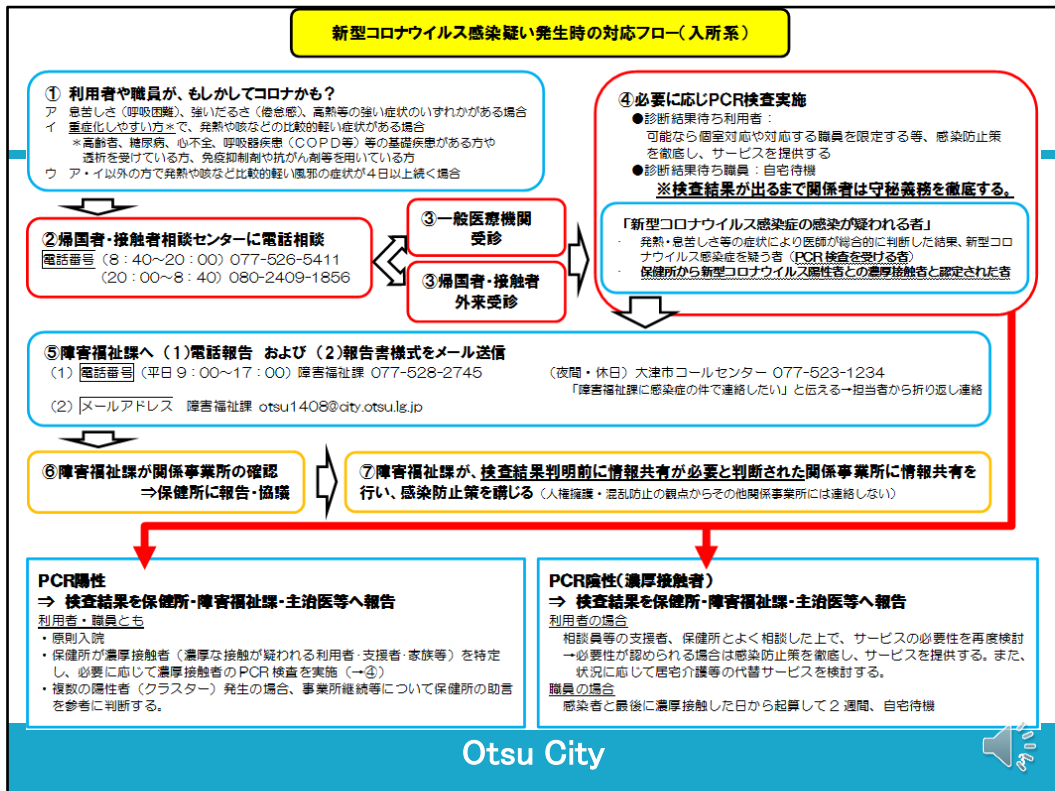
この際重要なのは、人権擁護・混乱防止の観点から、むやみに情報を広げない、ということ です。

PCR検査結果が判明した場合の対応については、記載のとおりです。

陽性の場合、それが利用者でも職員でも、原則入院となります。医療体制が逼迫している場合は、ピアザ淡海等の宿泊施設利用となることもあります。

利用者の障害特性によっては、医療の提供だけでなく、特別な支援が必要となるかもしれません。

このことについては、滋賀県が立ち上げられた「新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者等支援事業」の活用を検討していくことになると思われます。



次にお示いたしますのは、入所施設やグループホームなど、入所系サービスのフローです。

ほとんど通所系等と同じですが、感染が発生しても、事業継続を前提に検討することになるかと思えます。

保健所の助言を受け、感染拡大を防ぎながら、どのように支援を継続するか検討することになります。

可能なら、個室対応や、対応する職員を限定するなどの対応を検討します。

クラスター発生のリスクも高いため、大変緊迫した対応となることが想定されます。

緊急時に備えて

感染拡大を防止するため、保健所の指導のもと、
事業所代表者に連絡確認をする場合がある



夜間、休日等の場合も迅速な対応が必要



あらかじめ、
事業所代表者の緊急連絡先(個人携帯番号等)を
障害福祉課で管理しておく

緊急連絡先報告書の提出をお願いいたします

Otsu City



最後に、

感染疑いが発生した場合、感染拡大を防止するため、事業所代表者に連絡させていただき、対応の相談をさせていただきます。

夜間や休日等の場合にも迅速な対応が必要となりますので、あらかじめ、事業所代表者の緊急連絡先を障害福祉課で管理させていただきたいと思っておりますので、緊急連絡先報告書の提出をお願いいたします。

説明は以上となります。ありがとうございました。